

町道の認定及び一部廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき、次のように町道の路線を認定及び一部廃止することについて、議会の議決を求める。

1 町道の認定

路線名	起点（番地先）	終点（番地先）
高麗 51 号線	高麗二丁目 319 番 15	高麗二丁目 336 番 11

2 町道認定の一部廃止

路線名	一部廃止する区間	
	起点（番地先）	終点（番地先）
幹線 12 号線	大磯字坂田山付 871 番口	大磯字坂田山付 878 番 19

令和 5 年 2 月 13 日提出

大磯町長 池田 東一郎